

(議事録)

賃金室長

ただいまより令和5年度第1回埼玉県最低賃金専門部会を開催いたします。部会長が選出されるまでの間、事務局が進行を務めます。

令和5年7月5日に開催された第1回審議会において、埼玉労働局長から埼玉県最低賃金の改正諮問をいたしました。これに伴い、埼玉県最低賃金専門部会が設置されることとなり、各団体からの推薦等を受け、委員の任命をいたしました。

なお、専門部会委員は公労使それぞれ3名ですが、専門部会の委員に含まれない本審委員にも、オブザーバーとしてご出席いただいております。

本日の出席委員は、公益委員3名、労働者委員3名、使用者委員3名、合計9名です。よって委員の3分の2以上出席という、最低賃金審議会令第6条第6項に基づいて準用する同法第5条第2項において規定される定足数を満たしており、本会が有効に成立していることをご報告いたします。

また、埼玉県最低賃金専門部会運営規程第6条第1項により、会議及び議事録は原則公開とされています。現在傍聴者は5名です。

続いて、部会委員の方々をご紹介します。

まず、公益委員、左から、小寺オブザーバー、福田委員、土屋委員、鈴木委員、野崎オブザーバー。次に労働者委員は、二階堂委員、柿沼委員、近藤委員、根岸オブザーバー、海老原オブザーバーです。使用者委員は、廣澤委員、嶋田委員、藤本委員、石井オブザーバー、須藤オブザーバーです。

賃金室長

配布資料の確認をいたします。(資料目次読み上げ)

議事に先立ち、埼玉労働局北代労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

労働基準部長

労働基準部長の北代です。よろしくお願いいたします。

さて、去る7月5日に開催されました第1回本審議会において、埼玉労働局長からの埼玉県最低賃金の改正諮問を受けまして、埼玉県最低賃金専門部会を設置することとなり、各団体からの推薦等により専門部会委員の任命をいたしました。

委員になられた方々には、あらかじめ机上に任命通知を置いてありますので、ご確認の程よろしくお願いいたします。

本専門部会委員は、公労使各3名となっており、当該委員以外の本審委員につきましては、慣例によりオブザーバーとして本専門部会に出席していただいておりますが、採決には参加できません。

また、オブザーバーの発言につきましては、部会長の采配で、部

会長の判断により意見を述べていただく場合がありますことをご承知おきください。

埼玉地方最低賃金審議会におきましては、これまで「全会一致」で結審をいただいております。このことを意識しつつ、実質的には非常にタイトな調査審議の日程ですが、公労使の皆様の一層のしっかりとした十分な議論を尽くしていただきますよう、切にお願いをいたしまして、本専門部会の開催に当たって冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

賃金室長

議題 1 は、部会長及び部会長代理の選出です。

部会長及び部会長代理については、最低賃金法第 25 条第 4 項に基づいて準用する同法第 24 条において「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」と規定されています。この会議に先立って公益委員の皆様でご協議をいただいたところ、部会長には土屋委員が、部会長代理には福田委員が、それぞれ推薦されました。皆様ご異論ありますでしょうか。

(異議なし)

賃金室長

部会長に土屋委員、部会長代理に福田委員が選出されました。土屋部会長からご挨拶をお願いします。

土屋部会長

ただいま部会長に選出いただきました土屋です。どうぞよろしくお願いたします。今、労働基準部長からお話がありましたけれども、慎重かつ十分に審議を尽くして適切な結論が得られますよう、出来ましたら公労使一致した結論になりますよう、努めてまいりたいと思っております。皆様どうぞよろしくお願いたします。

賃金室長

それでは、以後の進行は部会長をお願いします。

土屋部会長

会議を進めます。議題 2 は、令和 5 年度地域別最低賃金金額改定の目安の伝達ですが、事務局から説明をお願いします。本審の説明と重なるところは省略してください。

賃金室長

目安の内容については、先ほど第 2 回本審でご説明したとおりですので省略します。

本日の本審で配布した資料 2 について説明いたします。中央最低賃金審議会目安小委員会の資料に、原因別倒産状況の推移がありました。全国版のものでしたので、これの埼玉県版を準備しようと考えた

のですが、埼玉県版の数値はありませんでした。東京商工リサーチが公開しているデータで、関東の地域ごとに数値が出されておりますので、関東のものをまとめたものが、この資料2です。原因別の倒産状況で、一番多い原因は全国と同様に「販売不振」です。続いて資料2-2です。これは令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移で、同じタイトルとしては、目安小委員会及び答申の公益委員見解「参考資料」の中にこれと同様の表が示されております。中央最低賃金審議会では各ランクABCの数値でしたが、これにさいたま市のデータを加えました。ご覧いただきますと令和4年の10月から令和5年5月までの対前年同月比で増加した分を単純に各月で平均しましたところ、さいたま市では4.2パーセント上昇となっております。資料No.3は価格転嫁の状況です。目安の公益委員見解の中にも価格転嫁について記載があります。また、中央最低賃金審議会でも中小企業庁が実施したフォローアップの結果が資料として提供されております。埼玉の資料としては、埼玉県が、埼玉県価格転嫁パートナーシップ構築宣言に関するアンケート調査をしておりましたので、この結果をご用意しています。

資料No.4が先ほどご紹介した、前回本審のなかで、柿沼委員から目安区分の見直しの考え方を整理したものをというご依頼がありましたので、全員協議会の報告書の中からランク区分の見直しの考え方に關する部分を引用しています。

資料の説明は以上です。

土屋部会長

ありがとうございました。委員の皆さん、ここまでで、何かありますか。

鈴木委員

「価格転嫁パートナーシップ構築宣言」の調査データですが、上のグラフのメモリと数値はこれであっていますか。中に書いてある数値は正しいのですか。

賃金室長

埼玉県ホームページから入手しました。

鈴木委員

この数値が正しいということで判断します。

須藤オブザーバー 中央の目安のことで教えてください。A, B, C ランクで、1 円ずつ差がついていますが、この原因はなんですか。

賃金室長 本審資料 8 の、中央最低賃金審議会「公益委員見解」4～5 ページ目にあるとおり、「賃金改定状況調査結果第 4 表①、②における賃金上昇率は A ランクが、第 4 表③における賃金上昇率は C ランクが最も高くなっている。一方、今年 1～6 月の消費者物価指の上昇率は、A ランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B、C ランクで相対的に良い状況であること等も考慮すれば、各ランクで大きな状況の差異があるとはいいがたい。しかしながら、地域別最低賃金が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、A ランク、B ランク、C ランクの目安額の差は 1 円とすることが適当」とされております。

須藤オブザーバー そうしますと、これは個別のデータによる差ではなく、地域間格差のための 1 円と理解してよいでしょうか。

賃金室長 厚生労働省に確認の上、回答いたします。

廣澤委員 本審資料 No. 2 の「原因別倒産状況の推移」について、読み取り方をお尋ねします。販売不振が最大の要因ということは確かにそうですが、2019 年から 2022 年をみていくと 2, 170 から 1, 642 へ数字が減っています。これはゼロゼロ融資が効果を発揮して企業の資金繰りを支えているがゆえに倒産件数が減っているというように見えます。一方、2023 年 3 月ぐらいから、件数が 200 台を超えるなど、増えつつあるのは、ゼロゼロ融資の返済が始まり企業の資金繰りが厳しくなったためであると読み取れるのですが、よろしいでしょうか。

賃金室長 全国の数字も見た上でと思いますので、確認させてください。

土屋部会長 事務局は確認の上、次回報告してください。

嶋田委員 中央最低賃金審議会の答申1行目にある「金額について意見の一致を見なかった。」と書かれています。その次に、小委員会報告がありますが、使用者側、労働者側ともに公益委員見解に不満の意を表明した、とあります。これはつまり、公益委員見解を地方に伝達することについてはひとまず一致したということでしょうか。

賃金室長 はい。厚生労働省に聞いたところ、すべての委員の方々が会議の最後まで着席していたとのことですが、ただ、そのほかについては確認中です。

柿沼委員 私が審議会委員になってから、中央で労使の一致をみたことはありません。

土屋部会長 私も10年以上前から審議会委員をしていますが、労使が一致したことはないです。意見の一致を見なかったため、公益委員見解を本審に報告し、これを目安として全会一致で地方にお示しするというスタイルだと思います。ただ、一昨年は異例で、採決をした結果、全会一致ではなく反対者もいました。

嶋田委員 ありがとうございます。

土屋部会長 皆様、よろしいですか。では、目安の伝達の議題は終了します。議題3は、公示に基づく関係労使の意見書についてです。事務局から意見書について説明してください。

賃金室長 令和5年7月5日から25日にかけて最低賃金の改正決定にかかる関係労使の意見聴取について公示を行いました。労働者側から5件の意見書の提出がありました。そのうち、希望のあった4団体に意見陳述をお願いしております。本日は埼玉県労働組合連合会、埼玉県医療介護労働組合連合会から陳述人の方にご出席いただいております。

土屋部会長 意見陳述を許可します。時間の関係もありますので、陳述時間は1団体10分以内で時間厳守をお願いします。それでは埼玉県労働組合連合会様からお願いします。

## 埼玉県労働組合連合会（埼玉労連）

私は、埼玉県労働組合連合会で幹事を務めています。本日は陳述の時間をいただきありがとうございます。

私たちは、埼玉県労働組合連合会、埼玉労連です。10万人の会員の要望として、埼玉地方最低賃金審議会への意見を述べさせていただきますので、審議に役立ててください。

意見は大きく3つです。

1点目は、最低賃金を大幅に引き上げてほしいということです。

今、埼玉県の最低賃金は987円です。一昨年から急激に物価が上昇する中で、この水準ではとても生活ができないというのが率直な要望です。このあと、加盟している業種別の労働組合からも意見を述べますが、時間額987円は、一か月に直すと約16万円になります。この金額では生活をしていけないというのが実態です。

労働者の生活を守っていくためには大幅な引き上げが必要です。先ほど、今年の春闘の賃上げについて報告がありましたが、近年にない高水準の賃上げがなされています。ただ、結果として、なお消費者物価指数が上がっており実質賃金はマイナス基調です。まったく足りていません。春闘の結果は物価の上昇にも届いていません。賃金を上げていただかないと国内の経済も上向いていきません。ひいては、国内を主戦場に行っている中小零細企業の皆さんの状況も上向いていかないだろうと考えます。

2点目は、都道府県ごとの最低賃金の格差是正についてです。今年からランクが3つになりましたが結果として出された目安を見ると、Aが一番高く、Cが一番低い。これでは格差が広がってしまいます。皆さんご承知のとおり、過去、BランクやCランクの県は、目安を上回る答申が各地でなされています。これは労使で若干の食い違いはあるかもしれませんが、このまま大都市圏と格差が広がっていけば、地域経済が成り立っていかないという認識であると考えます。そこからいくと、今回の答申そのものにも不満はあります。埼玉県は今Aランクであります。残念ながら東京とは85円の差があります。実はAランクは、ランク内格差が一番大きいです。東

京都の格差が是正されない限り、人手不足は解消されないと思います。実際に、自治体との意見交換で保育士の不足について議論をしますが、東京と隣接しているところが特に顕著です。例えば、草加市と足立区。草加市は待機児童を受け入れるだけの保育所を整備していますが、保育士が不足している。これは、足立区のほうが、最低賃金が高いから、というのが実情です。

こうしたことから、東京との格差を少しでも縮めていくような大胆な引き上げをしていただきたいです。

3点目は、経済的な観点からですが、GDP の約6割は家計の消費支出となっています。家計の消費支出を増やさない限りは、我が国の経済は上向いていきません。ただし、日本は残念ながら、この20数年間、賃金の上がない国でした。OECD加盟諸国の中で、1997年当時の賃金水準は3位だったものが、今は22位まで落ちています。これは他国が上がっているのに日本は上がっていないという顕著な例です。為替レートをドルベースで換算したときに、いよいよ韓国よりも日本の加重平均が下回っています。韓国は1,080円くらいではないかと思います。

こういったことを解消するためにも、埼玉地方最低賃金審議会から全国に対して発信をしていただきたいです。

4点目は今年新たに加えたものですが、ジェンダー平等の視点からも是正が必要であるという点です。2023年の日本のジェンダーギャップ指数は146か国中125位、非常に残念な結果となっています。先進国といわれる国や、アジア層の中で最下位となっています。アジア圏に日本より低い国はない。ジェンダーギャップ指数の低い理由として、女性の労働市場への参加率と男女の賃金格差があげられています。政治的な課題でもありますが、この課題は2006年の第1回調査から改善が見られない、取り組みがされていないと、国際的に評価されています。女性は非正規で働く方の割合が多いので、非正規労働者の賃金水準を改善していくという視点からも、最低賃金をより多く引き上げていただきたいと考えています。

後ろに、補足資料を添付しています。埼玉は高い水準の時給で労働者募集がされています。平均1,167.3円となっています。このな

かには、薬剤師とか看護師も含まれているので一概には言えませんが、埼玉県ではすでに、1,000円以下ではなかなか人を募集できない状況であると考えられます。後ほどこちらを見ていただきたいと思います。

最後になりますが、最低賃金は過去には日額や月額で示されていたものが、時間額に改正されてしまいました。配布された資料データに、最低賃金以下の企業がありますが、この原因には、最低賃金への認識不足というものがありますので、そこを改善するためにも、時間額だけでなく日額あるいは月額の表示もしていただくことが必要ではないかと考えます。

また、埼玉地方最低賃金審議会の運営について述べます。全国的に最低賃金審議会の公開は進んでいると思います。今年度から部会が公開され、その点についてはご努力に感謝していますが、唯一不満な点が審議委員の公正な任命であります。私たちは、2年に一回、毎回5人の候補者を立てていますが、全国47都道府県で全労連の組合員が委員に選ばれたことは一度もありません。これは公正とは言えないと考えていますので是非、ご検討いただきたいと思います。

また、今後ともこのよう形で意見を述べる機会を保障していただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

土屋部会長

陳述、ありがとうございました。委員の皆さんから質問等がありましたらお願いします。

近藤委員

ご説明ありがとうございました。現在の最低賃金が生活費に足りないのではないかとこのところなど、非常に同意できる場所がございます。

参考にですが、いくらあれば生活できるというようにお考えですか。また、その額の根拠、考え方などを教えてください。

2点目として、その数字は全国一律なのか、地域によって金額に差があることすればどのようにお考えなのかについても教えてください。

埼玉労連

金額の水準として我々が掲げているのは埼玉県で1,500円です。このたび提出している署名にもそのことが書いてあります。根拠は、2017年に行った埼玉県最低生計費調査です。その中で埼玉県さいたま市、当時は東浦和駅周辺で調査しましたが、そこで普通に一人暮らしをしてい



くためには1,500円程度の時給が必要だという調査結果がでています。

全国の他の地域でも同じような調査が行われており、どこの県でも1,500円前後の水準になっています。これが全国に格差があってはいけないという根拠になっています。

地方都市などでは当然家賃は安くなりますが、そのかわり生活に必ず車が必要になってきます。東北や北海道は、冬の暖房費が必要になります。こうしたものをならしていくと、結局そんなにかわりません。全国展開しているチェーン店のメニューの値段も変わりません。都市は物価が高いといわれますが、不動産以外はあまりかわらないのです。

地域によって生活費が違うというのはおかしいと思います。これが全国一律を求める根拠です。

土屋部会長 彼の委員の皆さんはいかがですか。

柿沼委員 全国一律1,500円というお話がありました。今回中央最低賃金審議会でランクの見直しがされていますが、広く言えば全国同じような賃金で働く状況にしていく必要があるという意味で、我々は埼労連の皆さんと近い考えにあります。先程、ランクの見直しはあったが金額に差があるので格差是正につながらないというご意見でしたが、3ランクになったということについての受け止めをお聞かせいただきたいです。

また、もう一点。今年の春闘の集計を行っていたら、賃上率を教えてください。ただければと思います。よろしくお願いします。

埼玉労連 ランク見直しについては、格差是正に向けての一步前進であったという受け止めはしています。ただし、今回出された答申はそこに逆行していることから、実は、答申が出された直後に、組織の全国会議を行って、今回の目安に関する特別決議を出しています。

春闘については、今詳細なデータを持っていないのですが、全労連傘下においてもおよそ30年近くぶりの高水準で賃上げがされています。産業別にかなり差異はありますが、製造業を中心にかなり高い水準になりました。

柿沼委員 ありがとうございます。

土屋部会長 他の皆さんはいかがでしょう。

鈴木委員 はい。ご説明いただきありがとうございます。いただいた補足資料を拝見しますと、産業別や企業規模別の集計があるのですが、最低賃金を考える上で埼玉県内の状況、特に県北、県南の状況について、データを知りたく思っています。なかなかエリア別の調査結果が限られたいです。県内のエリアごとの特徴などはご存じでしょうか。

埼玉労連 アンケート調査の内容は自治体別にもわかるのですがサンプル数が少ないので、統計としては使用していません。ただ、実は県北、県南という格差は明確にはありません。むしろ、その地域でどんな産業が中心に時給として募集しているのか、ということで差がつきます。

例えば、県北の深谷市は工業地帯があり製造業の募集が多く、募集金額が高いです。さいたま市はサービス業が多いので、相対的に低くなり、それほど高くはありません。地域ごとの産業によります。また、今、一番高いのは運輸業です。坂戸市、久喜市が高いのは、物流拠点があるからだと考えられます。

鈴木委員 細かい分析をご説明いただきありがとうございます。

土屋部会長 よろしいでしょうか。

では、本日は暑い中ありがとうございます。

続いて、埼玉県医療介護労働組合連合会様から、お願いします。恐縮ですが、10分以内程度でお願いします。

埼玉県医療介護労働組合連合会（医労連）

私は、埼玉県医療介護労働組合連合会で書記次長をしております。

まず我々は、全体の要求として、看護職員や介護職員を中心に、今の最低賃金の低さをずっと指摘しています。教職員との比較が一番わかりやすいのですが、最低賃金が賃金に反映されるだろうことを考えると、大幅な賃上げがまさに求められています。

プラス、地域間格差です。最低賃金は県単位で決まっているわけですが、資料のグラフにもありますとおり、最低賃金に張り付いた時給に実際のところなっています。特にもともと高くない介護職員はそこに直結しています。

コロナ禍が3年間続きました。医療介護全体に言えることですが、圧倒的に感染対策や費用面がかかる。そこに、もともと人数が多くない医療介護ですから、人間的にもひっ迫してある意味医療崩壊が起きたわけです。

こういうことが二度と起こらないための根本的な処遇改善を求めていくことが私たちの基本姿勢でありますし、そのポイントが最低賃金の引き上げだというのが主張の第一点です。

その中で、23春闘での戦い、ある意味では一時金の戦いが続いてきて、一時金は一応出たわけですが、医労連486名の集計ですが、基本給でどのくらい定期昇給が上がったかということと5,130円、2%、昨年と比較してもプラス148円にしかありません。さらに所定内賃金を入れても5,260円で2.05%で191円。公定価格である医療機関の収入は、診療報酬、介護報酬が根底にあり、経営者側はそこを基準に考える。私たちは診療報酬の引き上げも組合として当然要求していますが、現状はなかなかそうっていない。人員不足の問題が介護については介護処遇改善加算、看護師には看護処遇改善加算。確かに政府の対策としてプラスになっていますが、それで十分なのかということ、今回の春闘結果をみればあきらかで、あう意味横ばいです。一時金についても同じようなことが言えます。組織の159組合に限ってですが、月数で1.534か月、金額にして420,568円で、昨年とくらべて上昇していますが、15,485円。全国でも1.5か月足らずで402,256円です。全国の数字はマイナスになっています。これで果たして賃上げになっているのか。賃上げの効果は見られていません。

今回、目安額が示されて確かに額差是正という面では個人的に一定の評価をしていますが、まだまだ足りない。格差は続いているというように我々は考えています。実際、最低賃金の生活はどのようなものなのかやってもらおうということで、若い組合員を中心に、少ないので正確性には問題がありますが、44人、20~30歳の単身者や若手の人たちに、県別の最低賃金から家賃や水光熱費などを払って5月4日から1か月間実証をしました。平均の消費額が平均120,590円でした。これでなんとか生活したということが言えます。これは個人差もありますから、中間値を見ると107,132円でした。いずれにしても昨年と比較して、中間値でマイナス25,138円ですから、昨年より25,000円の費用が掛かっています。最賃で生活できないのは明白ですが中間値でも2万円を超えるというのは、173.8時間の労働時間で換算したとして、時間当たり115円

くらいになり、昇給のことを考えても、物価高上昇の生活実態に見合っていないということになります。医療介護で働く若者のことを考え、最低賃金の大幅な賃上げ、一律 1500 円の要求をおこなっていきます。特にその中でも介護職員の賃金が低いということはどうなのか。介護職員は人員が流出しています。また残念ながら特に介護職員の養成課程などは、希望者がどんどん減っているといわれています。あと介護事業者も倒産が増えてきています。コロナ禍で大幅な感染対策を強いられませんが、ひとたび感染者が発生すると、老健や介護は入所者がまっていますから、そこで事業が完全にストップする、介護収入はなくなるわけです。大幅な赤字になる。それで小規模なところが多いですから、成り立たない、やっていけないということで閉めるということもきいています。

我々としては、診療報酬、介護報酬の改定が大きな柱ではありますが、やはり現場からもしっかりと訴えていくと同時に、埼玉県に置かれましても、なるべく多くの最低賃金引き上げの答申を出していただきたいと思っています。以上です。

土屋部会長

ありがとうございました。委員の皆さんから質問等がありましたらお願いします。

二階堂委員

ありがとうございました。先程人員不足のお話が出ましたが、やはり、介護職の方々が最低賃金の高い東京に流れてしまうことが多いということなのでしょうか。

医労連

介護事業所は非正規雇用の方が7割から8割と言われています。当然同じ労働条件であれば、距離が変わらなければ、当然時給の高い方へ流れるということはあると思います。

ただ、介護職員は、やりがいを重視しているため、必ずしも賃金で働く場所を決めているわけではありません。しかし、もちろん影響はあると思います。ただ、介護士はそもそも水準が低すぎると思います。

看護師の方がもっと影響があるのではないかと思います。

また、看護師については2交代の夜勤があるため、子供を預ける施設の問題があり、私たちはそのことにも取り組んでいます。シングルマザーとか様々な方がいます。看護師は夜勤手当が多く、月5万、6万にもなり

ますので、夜勤ができないと生活に困るといふ悪循環が起こってしまふます。

だからこそ、我々は最低賃金の大幅引上げを求めます。

土屋部会長 他の方からはいかがですか。

近藤委員 参考資料の表の見方を教えていただきたいです。最低賃金と働く方々の賃金がリンクしていることがわかりやすくまとめられていると思ふます。特に、埼玉は、医療・介護の労働者が東京へ流れるといふのが大きな課題だと感じているので、非常に興味をもっているのですが、この青いグラフはここに出ている全部の方々を合わせた標準給与のようなものでしょうか。

埼玉労連 確認して後日ご回答します。

土屋部会長 私も疑問に思っていました。赤は最低賃金で、青が賃金構造基本統計調査の数字かと。ただ、そうすると最低賃金を下回ってしまうところもあるので、どうしてだろうと。

埼玉労連 わかりました。確認します。

土屋部会長 みなさん、よろしいですか。

では、私から。介護事業所で 組合を組織しているところはあまりないのではないかと思います。それでも、医労連には介護部会もあるので、組合を組織しているところもあるのだと思います。組合を組織していても、賃上げは難しいのでしょうか。組合の有無は賃金にあまり影響がないといふのが実態なのではないでしょうか。

埼玉労連 金額だけで行くとあまり違いはないと思ふます。ただ、医療も介護も、資格をもっている方々であり、いかに働きやすくするかといふことが重要で、パワハラ・セクハラなども多い職場だといわれています。夜勤が多くて疲れている方もいます。賃金だけでなく、様々な労働条件の面で戦っていることで、我々は評価を受けていると考えています。様々な労働相談にも乗っています。

土屋部会長 皆さん、よろしいですか。  
では、今日はありがとうございました。

埼玉労連 ありがとうございました。

土屋部会長 本日の意見陳述はここまでとします。次回部会も引き続いて、意見陳述を予定しています。  
続いて、公示に基づく意見以外の意見等の提出があれば、事務局から報告してください。

賃金室長補佐 埼玉弁護士会から資料4-1のとおり、「物価高騰に対応した最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」が提出されております。(読み上げ)  
また、埼玉県労働組合連合会より、36,042筆の署名の提出がありました。会場奥のテーブルに並べてあります。  
今回の専門部会では、生協労連コープネットグループ労働組合及び、全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部から陳述人にお越しいただく予定です。本日配布した意見書を次回お持ちくださいますよう、お願いいたします。

土屋部会長 議題3については以上でよろしいでしょうか。  
ではここで5分休憩します。  
(休会)

土屋部会長 審議を再開します。  
では続いて、議題4に入る前に資料の追加がありました。事務局から説明してください。

賃金室長 資料一覧に入っていないものを机の上に置かせていただいております。連合が発表した2023春闘の第7回集計結果のプレスリリースです。ご紹介がもれておりました。申し訳ありません。

土屋部会長 では議題4に入ります。埼玉県最低賃金改正についてです。本日は

初回ですので、労使各側から基本的な考えをお聞きしたいと思います。  
まず労側からお願いします。

柿沼委員

労働側の令和5年の地域別最低賃金の審議に向けてのスタンス、考え方、金額等をお伝えさせていただきます。

まず、今年に限らず過去からの審議会の中でも、我々としては、まず、早期に時給1,000円以上を目指し、そのうえで、連合のリビングウェイジに到達する必要があることをお伝えして議論してきました。昨年の地域別最低賃金の引上げにより埼玉の最低賃金は987円になり、1,000円まで13円のところに迫って来ました。ということは、さらにその先の目指すべき金額ということで、2022年に簡易改定を行いました連合リビングウェイジ、埼玉県で最低限の文化的な生活を行うために必要な時給額を1,110円と設定しています。現在の埼玉県の最低賃金との差は123円です。この金額を目指すということを前提としながら本年の金額審議に臨んでいきたいと考えています。

皆様ご承知の通り、地域別最低賃金については、セーフティネットの位置づけであります。そこを踏まえて金額審議に臨んでいきたいと考えています。そういう点で行きますと、昨年度の引上げは、31円、率にして3.24%ということになりました。昨年度の議論時点の物価上昇率は、3%もしくは3.2%という数字であったと記憶しています。昨年の審議の最後にもお伝えしましたが、昨年の最低賃金の引上げについては、実質賃金の目減り分をもとに戻した、いわゆる賃金水準を維持したということにとどまったということです。本来であれば、この最低賃金は、賃金の維持だけではなく生活の改善分についても引上げが必要であると我々としては考えております。今年状況で行きますと、物価上昇が昨年引き続き継続していることに加え、2023春闘の中では、連合の集計で行きますと、2013年以来、最も高い引上げが実現しています。その具体的な数字につきましては、先ほど配布した資料に詳細がでておりますので、お読み取りいただければと思います。

そうしたことから今年の最低賃金の引上げについては、セーフティネットの役割からすると、物価上昇分プラス生活改善分としての引上げが必要だと考えています。具体的な引上げ額の考えということでいきますと、先ほどの参考資料、第7回の最終回答集計3ページ目の上のところに、一般組合員の平均賃金方式（加重平均）で算出した定期

昇給込みの賃金の引上げ率が 3.58%となっています。これは 2013 年  
以来、最も高い賃上げとなっています。

そして我々としては、最低賃金近傍で働く方の大多数がパート、ア  
ルバイトの方々というようにとらえています。連合の春闘の集計でい  
きますと、4 ページ目に「③有期・短時間・契約等労働者の賃上げ」  
とあります。こちらの時給額での加重平均の賃上げ額をみると、52.78  
円という引上げが実現されました。これを率に換算しますと、資料の  
表紙に戻っていただき、5.51%の引上げとなっています。

こうした、賃金の引上げの流れを最低賃金にも波及させる必要があ  
ると考えています。そして物価上昇につきましては今年も続いており  
ますが、先ほどの本審資料のNo.2—2に埼玉の物価上昇、直近5月が  
3.4%。昨年10月以降の中で行くと、今年の1月が最も高く、5.0%  
となっています。

昨年以上に最低賃金近傍で働いている労働者の皆さんは、生活が非  
常に厳しく、さらに実質賃金が目減りしている状況にあると訴えます。

そして昨年度行われた目安全員協議会の中で、目安ランクが見直し  
されており、その主たる目的は地域間格差の是正であると受け止めて  
います。4段階から3段階の変更は、ランク間格差の是正であると受  
け止めますが、同一ランク内でも格差はあるという実態があります。  
同一ランク内での格差の是正は、各地方の審議会にゆだねられてい  
ると受け止めております。こうしたことから、同じAランク内でも  
隣県の東京との格差是正についても議論していきたいと考えており  
ます。

こうした考え方をもとに、具体的な引上げ額は、中賃の目安を尊重  
するということは昨年度に引き続きの上で、生計費の観点を重視した  
物価上昇分の引上げに加えて、先ほどお伝えした生活改善分、そして  
東京との格差是正分につながる引上げが必要であると考えています。  
先ほどの連合の最終集計結果にありました、有期・短時間、契約等勞  
働者の時給の加重平均の引上率と同等な5%を埼玉県最低賃金に換  
算した49円の引上げが必要であると考えております。

また、加えて発効が遅れるということは、最低賃金近傍で働く労働  
者の生活への影響が大きいことから、セーフティネットの観点を踏ま  
え、10月1日の発効にもこだわりを持って審議をしていきたいと考  
えています。



企業を取り巻く環境はけして、安心、安泰な状況ではないと思いますが、最低賃金近傍で働く労働者の生活の維持・向上により、県内経済を活性化させて、人材確保生産性の向上等につなげるためにも、公益、使用者側委員の皆様には是非、ご理解をいただきたいと考えております。

労働側の考えとしては以上です。

土屋部会長

ありがとうございました。次に使側からお願いします。

廣澤委員

私から使用者側の基本的な考え方を述べた後に、オブザーバーからも発言の時間をいただきたいと思いますと考えています。

まず初めに、県内企業を取り巻く状況ですが、足下の物価については、5月のさいたま市の消費者物価指数は前年同期比プラス3.4%になっています。他方で企業の仕入れにあたる国内企業物価指数は前年同期比プラス5.2%ということで、企業にとっては逆鞘が続いています。

次に中小企業景況調査によりますと、令和5年4-6期の業況判断DIについては、プラス2.9ということで改善はしておりますが、数値自体はまだマイナス10.8ということで、プラスにはなっておりません。

続いて、令和5年、日銀短観の中小企業の業況判断を見ると、全産業においては前回の3月の調査から改善しておりますが、5という数字になってはいますが、先行きを見ると、1ポイント下がって4となるなど、まだ安心と言えるまでの状況になっていないと考えられます。

加えて労働需給の状況を見ますと、令和5年5月の埼玉労働市場ニュースによりますと、有効求人数が有効求職者数を上回る状態が続いており、人手不足感は相変わらず根強いです。このような中、今年の春季労使交渉においては、中小企業を含め多くの企業が大幅な賃上げを実施しました。しかしながら、この中には、労働需給のひっ迫を背景として、人材確保や定着のため、業績が改善していないにも関わらず賃上げせざるをえなかった中小企業も一定数存在しているのも事実だと思います。

次に、審議に対する基本的な考えを述べます。

- ・ 昨年度の最低賃金は近年にない物価上昇による生計費への影響等を勘案した結果、31円という大幅な引き上げ額となりました。その結

果として、中小企業の経営に対する影響が増大し、現在の最低賃金が負担となっている企業が相当程度あります。したがって、今年の最低賃金の上げが大きくなればなるほど、中小企業への影響がさらに大きくなることは間違いないと考えています。

しかしながら、使用者側としましても、足下の物価上昇、春季労使交渉による賃金引き上げ状況、人材確保・定着等の観点から、最低賃金を引き上げる必要性については理解しております。

以上を踏まえ、最低賃金の審議に当たりましては、最低賃金法で定めている原則、すなわち「労働者の生計費」、「労働者の賃金」、「通常の事業の賃金支払い能力」の3要素を考慮することを基本とした上で、エネルギーや原材料価格の高騰といった企業物価の動向や価格転嫁の進捗状況など、中小企業のおかれている厳しい状況を的確に捉えて事業の継続と雇用維持の観点から納得感のある議論を行ったうえで引き上げ額を決めていきたいと考えています。

私からは以上です。補足をお願いします。

須藤オブザーバー オブザーバーの須藤です。

中小企業等を取り巻く経営環境について述べさせていただきたいと思います。

業況判断 DI につきましては、日本銀行が四半期ごとに公表している全国短期経済観測調査によると、令和5年6月期の非製造業は規模計でプラス14、先行きもプラス10でありましたけれども、製造業は規模計でマイナス1、うち大企業はプラス5、中堅企業はプラスマイナスゼロ、中小企業はマイナス5であり、先行きを見ますと、規模計でプラス2、大企業はプラス9、中堅企業でプラス2、中小企業はマイナス1と、規模が小さくなるほど、厳しい状況が見られます。

次に中小企業業況判断 DI ですが、中小企業庁の中小企業景況調査によりますと、令和5年4-6月期のDIは合計でマイナス10.5であります。最も低い小売業のマイナス21.5をはじめ、製造業、建設業、卸売業、サービス業においてすべて、マイナス値を示しています。

続きまして、中小企業景況調査、これは7月25日に全国中小企業団体中央会が発表したもので、6月の中小企業月次景況調査の結果です。景況DIはマイナス14.9で、前月比0.2ポイント低下。売上高はプラスの2.3で、前月比0.9ポイントの改善。収益状況はマイナス20.5

で、前月比 1.1 ポイント改善しました。インバウンドの増加等による人流の回復により、非製造業では景気の持ちなおしの動きがみられるが、製造業では資源高の影響が大きく、収益状況は依然厳しい状況が続いています。エネルギーや原材料価格上昇に対する価格転嫁が遅れていることや人手不足の問題が引き続き収益力の足かせとなっております。

世界経済の減速やエネルギー、原材料価格のさらなる上昇も懸念され、先行きは依然として不透明な状況が続いていると総括しています。

続きまして、2023 年春季賃上げ状況です。法定 3 要素を総合的に反映し、重要視すべき厚生労働省の常用労働者数 30 人未満の企業からの調査、令和 5 年賃金改定状況調査第 4 表の A ランクの賃金上昇率は、プラスの 2.3%でした。残念ながら、この調査の埼玉県の数値は確認できませんでした。

先ほど出ましたけれども、7 月 5 日に連合さんが公表した集計結果では全体で 3.58%のプラス、内 300 人未満の中小組合では、3.23%の増加でした。

経団連さんの集計結果、500 人以上の大手企業では、3.91%プラス、500 人未満の中小企業ではプラス 2.94%でした。

埼玉県内の賃金改定状況は、埼玉りそな産業経済振興財団さんの調査結果におきまして、全産業でプラス 3.1%でした。なお、厚生労働省の令和 5 年民間主要企業春季賃上げ妥協状況は 7 月 30 日現在ではまだ発表されていません。

続きまして、4 月 28 日中小企業庁が発表した 2023 年版中小企業白書、小規模企業白書についてです。中小企業・小規模事業者の動向ですが、足下の業況について、感染症流行前の水準に戻りつつある一方で、宿泊や交通など、業種によっては引き続き厳しい状況が続いています。経営環境について、物価高騰により中小企業は収益減少等の影響を受けているほか、人手不足も深刻な状況にあります。こうした中、設備投資額は増加傾向にあり、中小企業は今後の投資に向けて生産能力の拡大等を重視しています。

同じ白書の中の、労働分配率は、企業が生み出した付加価値額の内、どれだけが労働者に分配されているのかを示す労働分配率は、大企業で 52.4%、中規模企業で 78.8%、小規模企業は、91.0%です。中規模企業、小規模企業は大企業に比べて高い傾向が続き、2019 年度から

2021年度にかけて分配率が上昇しています。

続きまして企業収益です。財務省の法人企業統計による売上高経常利益率は、令和3年度規模計においてプラス5.8%ですが、内資本金規模1千万円以上の企業はプラス6.2%であるのに対し、1千万円未満の企業は2.0%のプラスでした。

続きまして、労働生産性です。同じく、財務省の法人企業統計によると、従業員一人当たり付加価値額の推移において、令和3年度産業・資本金規模計において、対前年度比プラス4.9%ですが、製造業及び非製造業ともに、資本金1千万円未満の企業は、それぞれ対前年度比マイナス2.8%、マイナス5.4%でした。

続きまして価格転嫁です。6月20日に中小企業庁が発表した2023年3月の価格交渉促進月間フォローアップ調査結果から、まだまだ価格転嫁が十分に進んでいない現状が報告されています。価格転嫁状況について、コスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたかを集計した価格転嫁率は47.6%、前回9月の46.9%から微増でございます。また、まったく価格転嫁できていない又は減額されたの割合は23.5%。前回の20.2%から増加しており、価格転嫁できた企業と価格転嫁できない企業の二極化が進行している結果となっております。エネルギーコスト及び労務費の価格転嫁率は、前回に比べ増加しておりますが、原材料費の転嫁率と比較しますと、約1割低い水準です。

相対的に価格転嫁に応じている業種としては、石油製品、石炭製品、卸売、応じていない業種は、トラック運送、放送コンテンツ、通信でした。

次に引き上げによる影響率についてです。令和4年最低賃金の改定後に最低賃金の引上げが必要な労働者比率は、令和3年の全国平均16.2%を上回る19.2%。埼玉県は19.5パーセントと高止まりであり、その影響を受けた企業は大幅に増加していると考えられます。

続きまして、雇用人員の関係です。日銀短観の過剰から不足を引いた雇用人員判断DIにおいて2023年6月は大企業マイナス23に対し、中小企業マイナス35。9月予想では大企業24に対して中小企業マイナス40と、2020年9月以降、全体で人手不足感が強まり続ける中で、中小企業は大企業以上に人手不足感が高まっています。

続きまして倒産件数です。令和5年6月、内閣府の月例経済報告による5月の倒産件数は、706件で前年比プラス34.7%です。昨年第4四

半期ころから増加傾向がみられます。

以上、中小企業等を取りまく現状を踏まえまして、埼玉県の審議における私の考えを述べさせていただきます。

中央におきましては、7月28日中央最低賃金審議会目安に関する小委員会の結果報告を受けて、同日、中央最低賃金審議会において、地域別最低賃金額改定の目安として、全国加重平均41円 Aランクも同額の41円、引上げ率換算で4.3%という大幅な引き上げが決定されました。しかし、この上昇額41円は、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額になります。最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず労働者を雇用するすべての企業に適用され、下回る場合は罰則の対象になることから、今だコロナ禍の影響が続いている企業や十分な価格転嫁ができずに苦しんでいる、多くの小規模事業者にとっては、大変厳しい目安額であると考えられます。

本来、物価上昇に見合った生産性向上による賃上げの実現が望ましく、利益を上げた企業や十分な内部留保資金を持つ企業が、自発的に賃上げに対し前向きに取り組むべきであることは言うまでもありませんが、賃金の検討を行うに当たっては、企業側の賃金支払い能力をきちんと確認する必要があると思います。

ゆえに審議会の議論につきましては、中小企業、小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、各種資料、データに基づく明確な根拠のもと、法に定める3要素に基づき慎重に議論を尽くし、関係者に対して納得感のある説明ができる結論を出すことが重要だと考えます。

具体的には、目安額の根拠となった法定3要素別に各種資料のデータの検証を行い、次にランク別の数値を埼玉県の数値に置き換え、さらに埼玉県のエconomic、雇用環境の現状を的確に反映している新たな指標等を加味して審議を行う必要があると考えます。

この法定3要素は、最低賃金の決定に当たっていずれも考慮されるべき重要な要素であって、そのうちの何に重点があり、何が二の次というような順位付けは難しい。三つの観点から総合勘案して、最低賃金を決定すべきであると解されていると私は理解しています。

賃金の引上げは、生産性を向上し、また、取引環境を適正化して賃上げの原資を企業に確保することが優先されるべきであると考えます。

最後に、政府におきましては、引き続き価格転嫁対策の一層の推進

と生産性の向上等に係る各種施策の拡充、強化を行い、中小企業、小規模事業者に対して、自ら賃上げができる環境整備を強くお願いしたいと思います。以上です。

土屋部会長 他に、委員の方から補足はありますか。先ほど、労働者側委員から補足があるかどうか、お聞きしませんでした。よろしいですか。

では、今後の金額審議にあたっての基本的なお考えを述べていただきましたので、具体的な審議は次回以降にしたいと思います。

この場で、その他、確認しておきたいことはありますか。

では、私から。労働側委員の柿沼さんから、目安を尊重して審議を行っていきたいという発言があり、具体的な金額は49円ということでしたが、使用者側としては、目安を尊重して審議するという点についてはどのようにお考えですか。

廣澤委員 個人的には尊重する考えでおりますが、確か、今後、中央最低賃金審議会から説明を聞けるということがありますので、それを確認してから、もう一度意見を述べさせていただきたいと思います。

土屋部会長 中央最低賃金審議会からの説明は次回ですね。

賃金室長 はい。中央最低賃金審議会会長からのメッセージ動画につきまして、次回8月2日にはご覧いただけるのではないかと思います。

土屋部会長 わかりました。ほかにありますか。

近藤委員 先ほど須藤オブザーバーから中小企業の厳しい状況についてご説明いただきました。事務局が用意した資料に含まれていない数字については、お手数ですが資料を事務局にお渡しただいて、共通のものを見ながら審議させていただきたいのでご協力ください。

須藤オブザーバー 中小企業白書と、全国中小企業団体中央会の調査結果の資料を、参考として事務局にお渡しします。

土屋部会長 はい。お願いします。みなさん、他に確認したいことは。

藤本委員 今日、東京を意識した議論が展開されたと思いますが、東京と埼玉の産業構造の違いの資料があると、より一層埼玉が東京を目指すことが産業構造として合っているのかということがわかっていいのではないかと思います。そういった資料があれば用意してください。

賃金室長 はい。

土屋部会長 よろしいですか。他に資料のことで何かありますか。

須藤オブザーバー 中央がランク別の数字の検討に使用した数字で、埼玉の数字があるものはすべて用意してください。

賃金室長 あるものはすべてご用意しました。

土屋部会長 実際には、埼玉の数字がとれないものもあります。

賃金室長 倒産件数については、関東の数字を出しましたが、その他は現状、出し切っております。

須藤オブザーバー はい。

土屋部会長 これについてはご了解いただけたらと思います。

では本日はこれまでとして具体的な金額審議は、次回以降に行うこととします。

それでは、最後、その他ですが、委員の皆さんからなにかありますか。事務局から何かありますか。

賃金室長 特にございませぬ。

土屋部会長 では、次回の開催ですが、8月2日、午後1時30分から開催される第3回埼玉地方最低賃金審議会の終了後、第2回埼玉県最低賃金専門部会を開催します。公労使3者で行う審議は公開とします。これで本日

の部会は閉会とします。

— 了 —